

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第43条第2項において準用する同法第34条第9項の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構令和6年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 令和6年度重要鉱物に係る安定供給確保 支援基金事業に関する報告書及び同報告書 に付する経済産業大臣の意見

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
令和6年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
令和6年度重要鉱物に係る安定供給確保支援基金事業に関する報告書に付する
経済産業大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

